**学校区名:**

**学校区住所：**

**学校区担当者名・電話番号:**

**延長評価書**

**評価期間: ～**

**生徒氏名:　 生年月日: 生徒番号:　 学年・レベル:**

**チームは該当生徒に特殊教育を受ける資格があると判断し、完全な個別指導プログラム (IEP) を作成する前に、さらに査定を行うことを推薦した。よってチームは延長評価期間中に実行されるべき部分的個別指導プログラム (IEP)を作成した。**

**州の法規中の重要注意事項詳細－第603条CMR28.05(2)(b)項：延長評価は、評価から得られた情報が結論を出すには不充分な場合に行われ、チームが必要だと決定したプログラムや補助業務の提供を拒否するために使ってはならない。チームが生徒にプログラムを受ける資格があると判断し目標や補助業務を定めた場合には、チームは部分的個別指導プログラム (IEP) を作成し、父兄の承認を得て、延長評価中に速やかに、部分的個別指導プログラム (IEP) を実行しなくてはならない。評価期間は学校年のうちの1週間～8週間まで延長できるが、８週間を超えてはならない。チームはその期間中、ときおり会合をもってもよいが、評価終了に伴いすぐに会合を開いて、個別指導プログラム (IEP) に関する補助業務について最終決定をしなければならない。この延長評価は義務付けられた査定を実行するための余分な時間として使ってはならない。この期間は生徒のレベルやプログラムの場所などを決定するためのものではない。**

|  |  |
| --- | --- |
| 1. **現行の評価でどんなことがわかりましたか？**
 | 1. **この該当生徒の評価にはさらにどのような 種類の 情報が必要ですか？評価を完成するために具体的な査定を提示してください。**
 |
| 1. **延長評価が行われる場所を特記してください。**

**公立学校名・共同組織・または承認された特殊教育プログラム名：****住所：****担当者名および電話番号：** | 1. **評価を行うのに必要な期間　(学校年で1週間以上、8週間以内)　はどれくらいですか？**
 |
| **5．延長評価期間中に、チームがときおり会う必要がありますか？****もしあれば、会合の日時を記してください。** | 1. **評価期間の終了前にチームが個別指導プログラム（IEP）の作成を完成するために再度会合を持つのはいつですか？その会合の日時および場所を記してください。**
 |

**マサチューセッツ州　特殊児童教育・延長評価書　改定　(2019年3月22日) 　　EE-1 　　　　　ページのうち**

**延長評価書 　　　　評価期間: 　～**

**生徒氏名: 生年月日:　 生徒番号：**

# 追加事項

**返答欄**

## 学校による保証

この延長評価における評価は、チームによって推薦されたものであり、その評価内容を提供することを、ここに保証します。

地区教育事務所(LAE)代表者の署名および役職名： 日付け：

## 父兄のオプション・返答

### 学校区に速やかに意向を知らせることが大切です。下記の 　の少なくとも1つにXを記入し、署名した用紙1部を学校区に返送するよう、お願いします。

推薦された延長評価を承認します。

推薦された延長評価を拒否しましす。

延長評価の次の部分を拒否します。拒否しなかった部分は、承認されたものとみなされ、即実行されることを了解します。拒否部分は、以下の通りです。

　　　拒否した延長評価または、拒否した部分について、話し合いを持つことを申請します。

親、保護者、教育上の親代わりの者、18歳以上の生徒自身\*の署名 日付け

\**裁判所指定の保護者がない限り、署名が必要。*

父兄コメント：下記のコメントを提出します。なお、コメント中、提案された延長評価を変更するよう示唆している部分は、延長評価書が修正されない限り実行されないことを了解します。

**マサチューセッツ州　特殊児童教育・延長評価書 改定　(2019年3月22日) 　 EE-2 ページのうち**